

○泉佐野市田尻町清掃施設組合監査委員処務規程

令和7年3月27日

泉佐野市田尻町清掃施設組合監査委員告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、組合の監査委員(以下「監査委員」という。)に関する事務の処理について、必要な事項を定めるものとする。

(事務職員)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第200条第4項の規定に基づき、監査委員に書記長及び書記を置く。

(職務)

第3条 書記長は、監査委員の命令を受け、監査委員に関する事務を掌理し、書記を指揮監督する。
2 書記は、上司の指揮を受け、担当事務に従事する。

(専決)

第4条 書記長の専決権の範囲は、組合事務局次長の専決権の範囲に準ずるものとする。

(情報公開)

第5条 監査委員が管理する情報に関する泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例(令和7年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号)の施行については、管理者が管理する情報の例による。

(個人情報の保護)

第6条 監査委員が取り扱う個人情報に関する泉佐野市田尻町清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)の施行については、管理者が取り扱う個人情報の例による。

(運用)

第7条 この規程に定めるもののほか、監査委員に関する事務の処理及び文書の管理については、組合事務局の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例の施行に関する泉佐野市田尻町清掃施設組合監査委員規程の廃止)

2 泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例の施行に関する泉佐野市田尻町清掃施設組合監査委員規程(令和6年泉佐野市田尻町清掃施設組合監査委員告示第1号)は、廃止する。

(泉佐野市田尻町清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する泉佐野市田尻町清掃施設組合監査委員規程の廃止)

3 泉佐野市田尻町清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する泉佐野市田尻町清掃施設組合監査委員規程(令和6年泉佐野市田尻町清掃施設組合監査委員告示第2号)は、廃止する。

(経過措置)

4 この規程の施行前に前2項の廃止規程の規定によってしたそれぞれの手続きその他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。